

兵庫県告示第154号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和6年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 起業者の名称

赤穂市

2 事業の種類

赤穂市新学校給食センター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

兵庫県赤穂市浜市字寺内地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

赤穂市新学校給食センター整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号に規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、赤穂市が用地を取得し、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場として整備を行うものであり、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する直接事業の用に供する施設」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者である赤穂市は、本件事業に必要な財源措置を既に講じるとともに、必要な専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

赤穂市立学校給食センターは、昭和44年9月に開設。建築後50年あまりが経過し経年劣化が著しく、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号。以下「衛生管理基準」という。）や食物アレルギー等に対応が求められる。

そのため、本件事業を施行することにより、衛生管理に配慮した給食の提供を行うことができることから、得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に規定されている環境影響評価の実施対象事業ではないが、本件事業が環境に及ぼす影響について、起業者が任意で行った調査によると、本件事業が及ぼす環境への影響は軽微であると考えられる。

文化財については、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

これらのことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 起業地の選定について

起業地の選定にあたっては、給食センターとして必要な用地を確保するため、次の条件で比較を行っている。

(イ) 配送条件：①衛生管理基準に規定される調理後2時間以内に喫食が可能であること。②車両の出入りに適した幅員を有する道路に接道すること。

(ロ) 敷地形状・規模：作業動線の直線化・一方通行化を図ることができる施設であり、かつ調理能力を満たす敷地面積を確保できること。

(ハ) 環境条件：調理による臭気等、周辺環境に配慮でき、かつ災害時に稼働停止にならないこと。

(ニ) 経済的条件：初期経費（用地費、造成費、インフラ整備費）が圧縮でき、かつ支障物件がないこと。

と。

以上4つの観点から3案の候補地を選定している。

起業者は、候補地案について比較考量を行い、3案の中で最も優れた案を選定しており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの得られる公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

赤穂市立学校給食センターは、現在、赤穂市内の幼稚園、小学校、中学校及び県立特別支援学校に学校給食を提供している。将来にわたり安全で安心な学校給食を安定的かつ継続的に提供する必要がある。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業により整備する給食センターは、衛生管理基準に基づき設計されており、起業地は、給食センターに加え、職員及び来場者が使用する車両並びに配送車の台数を基に算出した駐車場等であり、「本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

また、起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

ウ 総合的判断

ア及びイで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要がある、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

赤穂市立学校給食センター